

【災害・事故など発生時の 講座の取扱い】

鶴見大学生涯学習センターでは、各種気象警報が発令された場合、並びに自然災害や交通ストライキによって交通機関の運行が停止した場合の生涯学習の講座を、原則として以下のとおりに取扱います。

各種気象警報が発令された場合

【対象となる警報並びに条件】

神奈川県下に「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が同時発令された場合、及び、「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合、下記の基準を準用します。

■実施(休講)基準 (講座開始時刻のおよそ1～2時間前を判断基準とします。)

警報解除時刻	実施(休講)の取扱い
8時の時点で警報が解除されている場合	平常どおり実施
11時の時点で警報が解除されている場合	午前中の講座は休講、 午後の講座は平常どおり実施
13時の時点で警報が解除されている場合	14時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施
15時の時点で警報が解除されている場合	16時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施
17時の時点で警報が解除されている場合	18時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施

自然災害や交通ストライキによって 交通機関の運行が停止した場合

【対象となる交通機関】

下記2線がいずれも不通となった場合のみ、下記の基準を準用します。

- JR……京浜東北・根岸線(東京～大船間)
- 私鉄…京浜急行線(品川～三崎口間)

■実施(休講)基準 (講座開始時刻のおよそ1～2時間前を判断基準とします。)

運行開始時刻	実施(休講)の取扱い
8時の時点で運行が開始されている場合	平常どおり実施
11時の時点で運行が開始されている場合	午前中の講座は休講、 午後の講座は平常どおり実施
13時の時点で運行が開始されている場合	14時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施
15時の時点で運行が開始されている場合	16時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施
17時の時点で運行が開始されている場合	18時より前に開始する講座は休講、 以降の講座は平常どおり実施

※講座中に上記の事態が発生した場合は、生涯学習運営委員長の判断で措置を決定し、すみやかに通知しますので、これに従ってください。

※【鶴見大学】生涯学習プログラムの【休講・補講などのお知らせ】もご覧ください。